

井原市第8次総合計画前期基本計画策定支援業務委託に係る

公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、井原市第8次総合計画前期基本計画策定支援業務を委託する事業者の選定にあたり、事業の公平かつ適正な実施のため、プロポーザル方式によるものとし、企画提案内容、業務執行体制、経験実績、見積価格の適正さなどを総合的に審査・評価を行い、当該事業に適した事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

このため、下記3の参加資格を満たし、本業務の実施を希望する者に対し、参加表明書及び企画提案書の提出を招請する公募を実施する。

なお、下記3の参加資格を満たす当該応募者が提出した企画提案書について、業務実施体制、経験実績、見積価格の適正さ、企画提案内容等を総合的に審査及び評価し、当該事業に適した事業者を契約相手方の候補者として選定した後、企画提案内容を基に、実施業務内容等について担当部署と調整協議を行った上で、契約の相手方として決定する。

2 業務概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 件名 | 井原市第8次総合計画前期基本計画策定支援業務 |
| (2) 業務内容 | 別紙「井原市第8次総合計画前期基本計画策定支援業務仕様書」
のとおり |
| (3) 業務期間 | 契約締結日から令和10年3月31日まで |
| (4) 業務場所 | 井原市総合政策部企画振興課 |
| (5) 委託料上限額 | 12,500,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
(令和8年度は5,250,000円、令和9年度は7,250,000円を上限とする。) |

3 参加資格

本案件に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ただし、参加資格確認後であっても、契約までの期間中に要件に該当しないことが明らかになった場合には欠格とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 井原市物品購入等入札参加資格を有すること(参加表明書の提出期限までに業者登録をした者を含む。)
- (3) 井原市の指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)により更生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)により再生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が代表者若しくはそれに準ずる地位に就任し、又は実質的経営に関与している法人等でないこと。
- (7) 労働関連法令に違反し官公署から摘発、勧告等を受けていないこと。
- (8) 本業務を行う体制を有し、過去に同種又は類似業務について、地方自治体又は民間企業での業務実績があること。

4 担当部署

(1) プロポーザル・契約関係

総務部 財政課 契約管理係 担当:吉田(よしだ)
〒715-8601 岡山県井原市井原町311番地1 井原市役所
電話:0866-62-9507
FAX:0866-62-1744(総務課着)
e-mail:zaisei@city.ibara.lg.jp

(2) 計画策定業務関係

総合政策部 企画振興課 地域創生係 担当:三宅(みやけ)
〒715-8601 岡山県井原市井原町311番地1 井原市役所
電話:0866-62-9504
FAX:0866-62-1744(総務課着)
e-mail:kikaku@city.ibara.lg.jp

5 委託業務参加手続等

(1) 業務委託仕様書等の配布期間及び場所

- ア 配布期間 令和8年3月23日(月)から令和8年4月10日(金)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- イ 配布場所 総合政策部 企画振興課 企画調整係
なお、企画振興課のホームページからダウンロードすることができる。

(2) 参加表明書の提出期間、場所及び方法

- ア 提出期間 令和8年3月23日(月)から令和8年4月10日(金)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで(必着)
- イ 提出場所 総務部 財政課 契約管理係
- ウ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便又はこれに準じる方法によるものに限る。)
- エ 提出書類
 - ・参加表明書(様式第1号) 1部
 - ・会社概要書(様式第2号) 1部
 - ・業務体制表(様式第3号) 1部
 - ・配置予定調書(様式第4号) 1部

(3) 業務内容についての質問の受付及び回答

ア 質問の受付

この業務の仕様書等に関する質問は、質問書(様式第7号)で令和8年3月30日(月)午後1時まで、総務部財政課契約管理係へファクシミリ又は電子メールにより行うこと。
なお、送信後、電話により到着確認を行うこと。

イ 質問の回答

質問に対する回答は、令和8年4月3日(金)午後5時まで、井原市ホームページにより行う。

6 参加資格要件の審査及び通知

- (1) 参加表明書が提出された場合には、参加資格要件の審査を行う。
- (2) 審査の結果、参加資格を満たすと認められる者に対しては、令和8年4月15日(水)までに書面により通知するとともに、企画提案書(様式第5号)の提出を要請する。
- (3) 審査の結果、参加資格を満たさない者に対しては、その旨を令和8年4月15日(水)までに書面により通知する。なお、この通知を受けた者は、企画提案書を提出することができない。

7 企画提案書の提出等

(1) 企画提案書の提出方法

- ア 提出期間 上記6(2)の通知を受けた日から令和 8 年5月8日(金)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで(必着)
- イ 提出場所 総務部 財政課 契約管理係
- ウ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便又はこれに準じる方法によるものに限る。)
- エ 提出書類
- ・企画提案書(様式第5号) 11部(正本1部+副本10部)
 - ・企画提案内容(任意様式) 11部(正本1部+副本10部)
 - ・見積書(様式第6号) 11部(正本1部+副本10部)

(2) 企画提案内容の構成

企画提案内容(任意様式)の構成については、下記のとおりとし、仕様書に基づき簡潔に作成すること。

- ア 用紙サイズは、A4又はA3の様式とする(A3サイズの場合はA4に折り込むこと)。
- イ 文字サイズは、基準を11ポイントとする。ただし、強調したい部分等は、文字サイズを変更しても差し支えない。文字色、太字表示、図及び画像の設定は、自由とする。
- ウ 長辺綴じ簡易ファイル(製本不要)にて提出するものとし、正本の簡易ファイルの表紙及び背表紙に提案者を識別できるよう社名を表示すること。ただし、評価の公平を保つため、副本には提案者を識別でき得る情報(社名、ロゴ等)を含めないこと。
- エ ページ番号を付すること。
- オ 専門用語を使用する場合には、必ず注釈を付けること。

(3) 企画提案者が多数となった場合の措置

企画提案者が多数となった場合は、井原市に設置する選定委員会において、別に定める「井原市第8次総合計画前期基本計画策定支援業務委託に係る評価基準」に沿って書類審査を行い、あらかじめプレゼンテーションの参加者を4者程度に選定する。

また、書類審査の結果、選定されなかった参加者については、書面により通知するものとする。

(4) その他

参加表明書の提出後、辞退する場合には、必ず企画提案辞退書(様式第8号)を提出すること。

8 プレゼンテーションの実施

企画提案書に係るプレゼンテーションを実施し、企画提案内容の審査及び評価を行う。

※企画提案者が1者のみであった場合でも、プレゼンテーションを実施し、評価基準に沿って企画提案内容の審査及び評価を行う。

なお、プレゼンテーションの内容は、企画提案者の裁量に任せる。

- (1) 日時及び会場は、令和8年5月下旬を予定しており、財政課から別途連絡を行う。
- (2) プレゼンテーションを実施する順番は、参加表明書の受付順を採用する。
- (3) プレゼンテーションの時間は、各者30分以内とし、その後15分以内の質疑応答時間を設ける。
- (4) プレゼンテーション実施にあたり、会場に電子黒板(モニター、HDMI 端子接続)を設置するが、それ以外の備品等(パソコン等)を使用する場合には、提案者で用意することとする。
なお、その際に要する電源は、会場の電源コンセントを使用すること。
- (5) プレゼンテーションの実施に際し企画提案内容以外の追加資料の提示は、認めない。
- (6) プレゼンテーションへの出席者は、1者につき3名以内とし、実際に業務に携わる責任者が必ず出席すること。

9 契約候補者の選定及び結果通知

(1) 契約候補者の選定

ア プレゼンテーションの実施により、選定委員会において、評価基準に沿って業務実施体制、経験実績、見積価格の適正さ、企画提案内容等を総合的に審査及び評価し、各選定委員の評価において上位票の多い順に順位を決定する。

イ 上位票の数が同じ場合は、合計点の高い提案者を優位とし、順位を決定する。

ウ 決定した順位が1位の提案者を契約候補者とする。

(2) 結果の通知

審査結果は、契約候補者として選定された旨又は選定されなかった旨を書面により通知する。

10 契約の締結

(1) 契約の締結

契約候補者として選定された提案者は、企画提案内容を基に実施業務、契約の内容等を企画振興課と調整を行った上で、協議が整った場合に「井原市第8次総合計画前期基本計画策定支

援業務委託」の随意契約を締結する。ただし、その者と合意に至らなかった場合は、次に順位が高い者から順に協議を行う。

(2) 契約金額

契約金額については、交渉結果に応じた見積書を新たに徴取し、市が設定する予定価格の範囲内であると確認した上で決定する。

11 スケジュール(予定)

令和8年3月23日(月)	公募、受付開始(市ホームページ等での発表)	
令和8年3月30日(月)	質問受付期日	午後1時まで
令和8年4月 3日(金)	質問回答期日	午後5時まで
令和8年4月10日(金)	参加表明書提出期限	午後5時まで
令和8年5月 8日(金)	企画提案書提出期限	午後5時まで
令和8年5月下旬	プレゼンテーション審査及び結果通知	
令和8年6月中～下旬	契約候補者との交渉及び契約締結	

12 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出物作成に必要な資料は、参加者に提供する。
- (3) 提出書類は、返却しないものとする。
- (4) 書類提出後において、原則として記載された内容の変更を認めない。
- (5) 書類の作成及び提出に関して必要となる経費については、提案者の負担とする。
- (6) 参加申込書(参加表明書)及び企画提案書が次の条件のいずれかに該当する場合には、審査の対象から除外する。
 - ア 定めた提出方法、提出先、期限に適合しないもの
 - イ 本実施要領に記載した指定する作成様式及び記載事項に示された条件に適合しないもの
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - エ 虚偽の内容が記載されたもの
 - オ 関係者への工作等不正な活動を行ったと認められるもの
- (7) 本プロポーザルは、井原市第8次総合計画前期基本計画策定支援業務に対する発想、対応姿勢、優れたアイデアと業務能力を有する事業者を選定するものである。したがって、実際の策定段階においては、提案されたアイデアを尊重することとするが、変更等を行うことがある。
- (8) 審査の経緯及び内容に関しては、いかなる問い合わせにも応じないものとする。また、提出者は審査結果について、異議等の申立てをすることができないものとする。
- (9) 提出書類について、井原市情報公開条例(平成12年井原市規則第24号)の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。ただし、個人情報については、本プロポーザルのためのみに使用し、本人の承諾なしに第三者には提供しない。
- (10) その他必要な事項は、総合政策部企画振興課が別に定める。